

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三木市	吉川町 豊岡地区	令和3年1月1日	令和3年1月1日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積 (※ 令和2年度細目書 合計面積)	41.51 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.30 ha
③ 地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	20.19 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.78 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.51 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha
(備考) ④については、農地拡大の意向はあるものの、具体的な面積提示がないため、現状の面積と同じとする。	

注1:③の「65才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>耕作者ごとの農地の集約化自体は三木市内の他地域に比べると比較的進んでいる。 また、65歳以上で後継者の定まった生産者の占める農地の割合が高く、将来的な営農継続については危機的な状況ではないと見込まれるが、全体農地の約15%となる6.29haは後継者が未定であり、また中心経営体となる認定農業者も70歳以上となることから、新たな担い手の確保が急務である。 併せて、担い手への農地の集約を更に進めていくことも検討の必要がある。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>中心経営体が営農する農地は、プランに位置付けられている農地の内の4割を超えている。しかし、上記の課題でも見受けられるように65歳以上に占める耕作面積の割合も大きいため、リタイアのタイミンング毎に集積だけでなく集約化を徐々に進めていく必要がある。</p>
<p>中心経営体である認定農業者(A・Aの子、B)2経営体の受託する農地は、兵庫県農地中間管理機構と連携した集積を推進し、以後も継続して農地管理等を委任する農地については、兵庫県農地中間管理機構を介した利用権設定を推奨する。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認定	A・Aの子	水稻	10.32 ha	水稻	10.32 ha	
認定	B	酪農・水稻	1.85 ha	酪農・水稻	1.85 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計			12.17 ha		12.17 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【 農地の貸付け等の意向 】

所有農地をいつでも預けたい、5年以内に預けたいという意向が確認された地域住民は9名、合計面積は561aとなっている。

【 農地中間管理機構の活用方針 】

豊岡地区において農地中間管理機構を活用した経営農地の集積・集約化を進めるが、貸し手については古来の村米制度の観点から、豊岡地区内の農業者に対しての貸付を優先するものとする。

また、借り手が見つからない場合等は、地域との協議・同意のもと中間管理機構を活用する。

なお、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合においても、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手へのマッチングを進めることができるよう、行政や機構を通じて地区内の専業農家や兼業農家へ貸付けを進める。

【 基盤整備への取組方針 】

圃場の基盤整備が進んだ地域であり、更に農業の生産効率の向上と円滑な農地集積・集約化を図るため、地域ぐるみによる農地の維持管理と保全を実施する。

【 新規・特産作物の導入方針 】

村米制度による酒米の最高品種「山田錦」の生産を継続しつつ、減産傾向にある作付面積に対応するため、小粒種への転換や必要に応じて高収益作物への転作を図り、生産者の経営安定を目指す。

また、畜産業の6次産業化が進む地域である特色を活かし、行政・農協等と連携し、地産地消の推進並びに観光農業の活性化・充実を図る。

【 鳥獣被害防止対策の取組方針 】

地域において有害鳥獣害の頻発するエリアを把握のうえ重点対策区域に指定し、兵庫県猟友会美囊支部と連携しつつ、個体数の減少を図るとともに、放置果樹や目撃場所を把握し、市と連携し電気柵等の設置により防除対策に取り組む。

【 災害対策への取組方針 】

獣害のほか、水害、寒乾害、高温害等の被害による収益減少に対処するため、共済制度や収入保険制度等セーフティネットへの加入を促進する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)		貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	三木市吉川町豊岡 番地			
2	三木市吉川町豊岡 番地			
3	三木市吉川町豊岡 番地			
4	三木市吉川町豊岡 番地			
5	三木市吉川町豊岡 番地			
6	三木市吉川町豊岡 番地			
7	三木市吉川町豊岡 番地			
8	三木市吉川町豊岡 番地			
9	三木市吉川町豊岡 番地			
10	三木市吉川町豊岡 番地			
計				

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。